

令和8年度

災害対策本部事務局等震災対策訓練実施業務

特記仕様書

高知県

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、「令和8年度災害対策本部事務局等震災対策訓練実施業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 疑義等

- 1 本特記仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合には、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）の協議により定めるものとする。

第3条 暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は業務妨害（以下この条において「不当介入」という。）の排除について

- 1 乙は、暴力団又は暴力団関係者から業務の実施に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに調査職員に報告し、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。
- 3 乙は、調査職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。
- 4 乙が不当介入の報告を怠った場合は、「高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

第4条 情報の保持

乙は、本業務実施中に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第5条 個人情報の保護について

個人情報の適切な管理を行い、契約書に定める「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。

第6条 貸与品

本業務の実施に必要な高知県所有の報告書および資料等は、甲が乙に貸与する。貸与資料については、破損、滅失、盗難等の事故が無いよう十分に注意し、慎重に取り扱うものとする。また、業務完了後は速やかに返納すること。

第7条 業務内容

1 業務目的

高知県では、南海トラフ地震発生時の災害対策本部事務局の業務や各所属の応急対策業務のあり方について、業務継続の視点を踏まえて「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」を策定するとともに、それに基づく「災害対策本部事務局運営マニュアル」、「災害対策支部運営マニュアル」及び「物資配送マニュアル」を作成している。また、「応急救助機関受援計画」及び「航空部隊受援計画」を作成している。

参考）高知県南海トラフ地震応急対策活動要領

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/katudouyouryou/>

本委託は、要領や各種計画、マニュアルの検証及び県職員の災害対応能力の向上を目的とする災害対策本部事務局等震災対策訓練を実施するものであり、併せて、「災害対策本部

事務局運営マニュアル」をはじめとするマニュアルの改善等の提案を行うものである。

2 業務内容

(1) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時2回、業務完了時の計4回を基本とするが、業務の遂行上、甲又は乙が必要と判断した場合は、随時実施するものとする。ただし、変更設計の対象とはしない。

なお、中間時の打合せは原則Web会議で対応するものとする。

(2) 災害対策本部事務局等震災対策訓練（図上訓練）の実施

1) 訓練実施計画

- ・南海トラフ地震が発生した場合を想定して、災害対策本部事務局を中心とした図上訓練を実施することにより、本県の災害対応能力の向上を図るとともに、「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」、「高知県応急救助機関受援計画」、「高知県航空部隊受援計画」、「災害対策本部事務局運営マニュアル」、「災害対策支部運営マニュアル」及び「物資配送マニュアル」の検証を行う。
- ・本業務を実施するにあたっては、過去3年間に実施された訓練のシナリオ・状況付与を整理したうえで、本業務の実施計画を作成する。なお、過去の資料「令和5年度災害対策本部事務局等震災対策訓練実施業務報告書」、「令和6年度災害対策本部事務局等震災対策訓練実施業務報告書」、「令和7年度災害対策本部事務局等震災対策訓練実施業務報告書」を貸与する。

ア 訓練実施日

甲乙協議の上、決定する

イ 訓練会場

甲乙協議の上、決定する

ウ 実施方法

ロールプレイング方式（シナリオの開示及び非開示については、甲乙協議の上、決定する）

エ 訓練実施時間

6時間以内を予定

オ 訓練参加者（予定）

（ア）対象者

県及び警察、消防、自衛隊、海上保安部、ライフライン関係機関等の職員

（イ）参加者数

概ね150名程度を想定（プレイヤー、コントローラーを含む）

2) 訓練実施関連資料の作成

- ・図上訓練を実施するために必要となる、訓練シナリオ、被害想定、状況付与計画、状況付与一覧表、状況付与カード、訓練実施規定、訓練編成表、訓練会場配置図、初期情報、コントローラー運営要領、コントローラー資料、訓練評価用資料等の訓練実施関連資料を作成する。
- ・「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」、「高知県災害対策本部事務局運営マニュアル」、「応急救助機関受援計画」、「航空部隊受援計画」及び国が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づいて作成すること。
- ・被害想定、状況付与計画、初期情報等を作成するにあたっては、乙が原案を作成後、

甲が関係する部署及び関係機関に対して意見照会を行ったうえで、これらの意見を反映した資料を乙が作成する。

3) 事前説明会・事後検討会の実施

- ・訓練実施前の訓練参加者に対する事前説明会、さらに訓練実施後の事後検討会の実施支援を行い、課題、マニュアルの変更点などを抽出・整理する。
- ・訓練実施後に、参加者に対してアンケート調査を行い、その結果もふまえながら事後検討会を実施する。

4) 訓練会場の設営補助及び訓練実施の支援

- ・訓練のコントローラーを支援するとともに、訓練進行支援、記録等を行う。
- ・評価者を8名以上配置し、訓練実施に支障が出ないように支援すること。また、評価者には国、都道府県又は政令指定都市の危機管理・防災部局の実務経験者を2名以上含むこと。
- ・設営準備は、訓練実施の前日に行う。

5) 訓練報告書の作成

- ・訓練全体を取りまとめたうえで、「高知県災害対策本部事務局運営マニュアル」の検証結果や改善点等に関する提案を盛り込んだ訓練報告書を作成する。

3 成果品

(1) 納品成果

ア) 災害対策本部事務局等震災対策訓練実施業務報告書・・・1部

イ) ア) の電子データ (CDまたはDVD)・・・1式

※納入する電子データのファイル形式は、エクセル、ワード、パワーポイントの元データ及びそれらを一括にまとめたPDFとする。

(2) 成果品の納入

- ・業務が完了したときは、乙は、速やかに完了届、納品書および成果品を納入し、甲の検査を受けるものとする。
- ・成果品の納入場所は、高知県危機管理部危機管理・防災課とする。

4 成果品に対する責任の範囲

- ・乙は、本業務の完了後であっても、乙の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに報告書の訂正をしなければならない。これに要する経費は乙の負担とする。